

広聴特別委員会記録

令和2年8月25日

【開催日】 令和2年8月25日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時45分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	水津治	委員	杉本保喜
委員	高松秀樹	委員	中村博行
委員	長谷川知司	委員	宮本政志

【欠席委員】

委員	森山喜久		
----	------	--	--

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【事務局出席者】

事務局主査	島津克則		
-------	------	--	--

【付議事項】

- 1 モニター意見について
- 2 市議会に関する説明会について
- 3 議会報告会について
- 4 その他

午後1時30分 開会

吉永美子委員長 ただいまから広聴特別委員会を開会します。皆様のお手元にあります付議事項にのっとりまして、委員会を進めますので、よろしくお願ひします。では1点目です。モニター意見についてということで、お手元に令和2年3月19日付けというのがあります。この1ページ目の2番は産業建設から頂いておりましたので、前回チェックさせていただきましたが、最初の1点目は初めてになると思います。これは議会運営委員会で行っていただいたんだと思うんですが、モニターからの意見ということで、山陽小野田市の現状ということで頂いております。「議会報告会には最初から毎議会とも参加しています。議会報告も役立ちますが議員の多くが参加した市民と真摯に懇談する様は、他市ではほとんど見られない前進面だと認識しています。一方、市議会議員の役割は住民

の代表として市政全般に関するチェック機能を果たすこと、市民の様々な要望を聞き、考え、市政に反映させ、安心して暮らし住み続けられるまちを作り、守ることだと思います。この基本的な概念、一般市民ではできない重要な役割と権限、責任を考えると、現在の山陽小野田市の市長を始めとする職員、執行部の姿勢や政策に一義的な責任はあるとはいえ、それをチェックし、改善させるべき市議会も、ほとんど問題視せず、長年にわたり追認し続けてきたことを反省し、役割を果たせていないこと、執行部と全く同じ結果責任があることを再確認し自覚して頂きたいと思います。先日、市立理科大の工事に関する公文書改ざん等の不祥事が発覚し、事件になりました。それ以前には収賄疑惑もありましたが、うやむやになりました。度々の設計ミスもありました。実態は分かりませんが、さもありません、山陽小野田市はここまで来たかの感さえあります。不祥事を起こしたのは一部の職員でしょうが、市役所全体の意識が住民本位、住民の命と生活に関わる極めて重要な仕事をしている誇り、責任と自覚がないように思われます。個々の職員の中には考えておられる方も、実践したいと思われている方もありますが、それを実現する雰囲気職場がなく、展望をなくし、時間の経過に流されているように見えます」という御意見です。これに対して、議会運営委員会から、「貴重なご意見ありがとうございます。議会は執行部と同じく結果責任があることを再認識して、今後の業務を進めていきます」という対応ということです。これについてはよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）意見がなければ、議会運営委員会の対応を尊重したいと思います。2番目の地方卸売市場問題の原因と責任。これについては前回の委員会で確認をさせていただいております。そして3番目につきましても、前回、確認をさせていただいております。市民の立場からの緊急要望課題ということです。これにつきましても、今後も委員会審査などの場を活用しまして、推進していくということです。委員の皆様には、それぞれの常任委員会の中で、場合によっては取り上げていただけたらと思っております。ここまでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次のところで、同じく3月19日付け、「議運における笹木委員長の問題については、第18回議会運営委員会の付議事項のペーパー6（いわゆる次第）には陳情書についてとの記載がある。杉本議員については11月に提出された要望書と、私の提出した陳情書の二つがある。この日の委員会では次第を見て分かるように陳情書が取り上げられていた。しかし、陳情書についてだけでなく要望書についても本人に意見陳述を求めるべきで

はないかとの意見が伊場議員から出た。極めて常識的な意見である。笹木委員長は流れからすれば当然のこととの発言であったが、本来から考えれば昨年11月の要望書と今年2月1日の陳情書と、提出された時期を見れば、どちらを先に取り上げるかは小学生でも判断できることではないかと考えます。笹木委員長はビデオを見る限りでは、慌てたように取り繕い、両方しますとの発言。委員会の議題は陳情書についてとあり、要望書についてとの記載はない。他の委員からフォローが入り、これから決めることと九死に一生を得たが、モニターは見ています。委員長は市民の要望書については失念していたのか、それとも付議事項のペーパー作成時に事務局が間違えたのか、明確にしていきたい。もしも、失念していたとするならば、そのような無責任で市民をないがしろにする者に委員長の職を任せてよいのか。議運については全会一致の原則から、各会派の色が明確に判断できるもので、その会派を代表して議運におられるメンバー一人一人は、これまでの笹木委員長の数々の不手際についてどのように考えているのか、その考えを聞かせていただきたい」という御意見です。これについては、「貴重な御意見ありがとうございます。事務局と事前に打ち合わせをして委員会臨むようにします」が上のところで、下のところは「委員会の中で付議事項の記載漏れに気づき、要望書も審査しました。今後は事務局との打ち合わせを一層密にし、委員会に臨むようにします」という対応です。これで異論がなければ、公表したいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次の3月23日付けで頂いている分です。「3月23日の議会運営委員会について、杉本議員参考人招致による意見陳述の冒頭で笹木委員長は時間の関係で入りますとの発言がありました。委員会以上に大事なことがあったのだと思いますが、何があったのでしょうか、明確に答えていただきたい。議会開会中に委員会以上に大事なことが市民として理解できません。3月23日の議会運営委員会について②。委員会中に12時のお昼を迎えたため、全員協議会終了まで暫時休憩することになりました。その際の笹木委員長の発言は、全協が消化した後に再開するとの発言でした。一般社会ではプロ野球などで優勝チームが決まってしまっていて、幾ら頑張ってもどうしようもない試合という意味で消化試合という言葉が悪い意味で使われます。議会においては特殊な意味があるのでしょうか。それとも笹木委員長にとって全員協議会はどうでもよい会議ということでしょうか。もしくは、小野田中央青果破産申し立てはどうでもよい興味の無いことということでしょうか。その真意を明確に教えて下さい」と

ということで、これに対しましては、「貴重なご意見ありがとうございます。大事な時間を有効に使って委員会審査を行うとの思いからの発言です。消化とは完全に一つの案件を片付けて、処理すべき事項を残らず終わらせた後という一般的な意味合いで使用したものです」という対応です。特に御意見がなければよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これで公表させていただきます。そして3月25日付けです。「3月25日開催の議会運営委員会の笹木委員長の委員会運営について、委員会途中で笹木委員長が事務局の方に向かって、何も書いちゃーないわーねとの発言がありました。その後暫時休憩。以前のモニター意見で笹木委員長には運営方法が分からないのであれば、事務局に進行を作成してもらうことがよいのではと進言しましたが、そのようにされているのでしょうか。それはそれで結構ですが、委員会は表舞台であり、その委員会を司るのは事務局ではなく、笹木委員長であると考えます。この公の委員会の進行中に事務局との打ち合わせ不足を露呈させる何も書いちゃーないわーねとの発言。委員長主導ではない委員会運営を表すもので、市民に議会の能力不足を認めてしまうことになるのではないかと危惧しております。また、誤解であるとしても問題と考えますが、誤解であるならば明確な説明をお願いします」に対して、対応が「貴重なご意見ありがとうございます。正副委員長は事務局と打合せをより一層密に行い、会議に臨むようにします」という対応です。御意見なしということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）4月20日付けです。「4月20日開催の議会運営委員会における笹木委員長の委員会運営について、6月議会での一般質問については自粛要請ということが主流の意見ようですが、これはどのようになったら要請が解除されるのでしょうか。コロナ終息には一、二年掛かるのではないかとも言われているときに、再開のめどが立たないのは分かりますが、そのことが全く議論されないことは議会運営委員会としての体をなしていないと考えますが、議会の考えを教えてください。2 コロナ対策特別委員会の予算の取扱いについて、一般会計の一分科会との方向でしたが、全くもって緊張感がないと感じます。何が決定されたかも大切ですが、スピーディーに議会として決定されることが求められており、そのためにコロナ特別委員会委員は各常任委員会から指名されており、そのときになって考えようで果たしてよいのでしょうか。手続論ではなく国の発令した緊急事態を現実的に受け止めることができていると感じるがいかがでしょうか、議会としての考えを教えてください。3 上記2点やこれまでの指摘を見れば明らかで、笹木議員には委

員長の任に非ずと考えます。御本人は4月15日の議運において不慣れという言葉は何度も発言されていましたが、不慣れなために議会が停滞し、議論が行われないなど、議会運営委員長という職責はそんな甘い職責ではないと考えます。委員会として委員長を罷免すべきと考えるのがいかがでしょうか。上記3点について、明確な御回答、御教授をお願いいたします」。この3点についての対応です。「貴重なご意見ありがとうございます。コロナの状況は刻一刻と変化するので、その時々で議論していきます。コロナ関連予算の取扱手法は様々な手法がある中、本市は新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を早期に立ち上げ、スピーディーに、かつ緊張感を持って対応してきました。今後も的確な方法を選び、対応していきます」。また3点目として、「委員としてきちんと指摘、修正し、委員会として軌道修正できるようにしていきます」ということです。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）異論がないようですので進めます。次が4月23日付けで、これが最後になります。「3月議会最終日の緊急質問に関連して、1、3月25日の最終本会議冒頭に緊急質問が提起され、本会議の裁決の結果、緊急性がないとの理由で否決となりました。この緊急質問の提起から否決に至る経緯を追ってみると、会議規則の上からも手続的に問題があったのではないかと思います。2、山陽小野田市議会会議規則第62条の緊急質問等の第1項では、第61条に規定される一般質問の手続（文書通告等）によらず、議会の同意を得て質問ができる規定になっています。3、つまり緊急質問は基本的には本会議で動議として提起され、規定の賛同者がいれば議事日程に追加されることとなります。しかし、25日の緊急質問者は事前に文書通告を行い、本会議前に議会運営委員会が開催され、議事日程に追加するかどうか議論されました。そのときの議論は緊急性があるかどうかを基本にしたもので、緊急性があるとの理由で議事日程に追加されたのです。本来、動議により議事日程に追加される手続が、なぜ議会運営委員会で緊急性があると決定されなければ議事日程に追加されなかったのでしょうか。4、手続的には本会議で緊急質問の動議が出され、規定の賛同者がいれば議事日程に追加され、議長は直ちに議会運営委員会を開催し、議会運営委員会では質問者から質問の趣旨や緊急性の有無の説明を受けて協議し、議会運営委員会が、緊急性があると認めたら、議会運営委員長の報告の中で全議員に報告をして、了承されれば、緊急質問が行えることとなります。本会議場で全議員に緊急性があるかどうか賛否を問う必要はない。5、第一、議会運営委員会が、緊急性があると議事日程に

追加したのに、本会議ではその議会運営委員会の決定が覆される結果となりました。議会運営委員会では全会一致で緊急性があると認められたのに、本会議では、なぜその議会運営委員会のメンバーさえ緊急質問に反対をしたのか理解に苦しみます。議会運営委員会は議事日程に追加しただけというかもしれませんが、本会議の動議で議事日程追加が可能なわけだから、そのような理屈は通りません。以上、緊急質問の手續に関して若干の疑問がありましたので、今回の一連の手續が、今後の先例とならないように議論をお願いするものです」というモニターさんからの5点にわたっての意見です。これに対して、担当委員会から、「貴重なご意見ありがとうございます。今後も、議会運営委員会で議論を重ねていき、本市議会としてのルールを定めます」ということで、定めるという方向で進めるということです。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）特にないようですので、この点は終わりたいと思います。それ以降の次の7月7日付けにつきまして、市議会モニターのお名前の公表を希望ということですので出しますが、藤島俊一さんから出ております。議会に関する説明会の開催についてということで、「私は市議会に興味があり、今回市議会モニターに応募し、初めて、1年間モニターとして活動することになりました。7月2日には委嘱状交付式があり、その中でモニターとしての職務の簡単な説明の後、意見交換会が開かれましたが、私には意見を言うには基本知識がなく、プレッシャーを感じました。市議会のことを知っている人にとっては当然分かることなのかもしれませんが、私も含め、新たに就任した方々の中には議会のいろはも分からない人が多いのではないのでしょうか。そこで提案です。9月定例会が始まる前に説明会を開催し、希望者に議会の基本的なことを理解する機会を設けていただければ大変参考になると思います。具体的には、そもそも、議会はどこにあるのか。会議の年間日程。事前申し込み、身分証明書がなくても傍聴できるか。定常的に取り上げられる議題。最近の注目、重要議題。委員会にはどんなものがあるか。通常取り上げられる案件。最近の注目、重要案件。希望者には、できるだけ参加していただけるように、数日に分けて開催されることを希望します。一方で、そちら側の負担を小さくするために、説明側は最小限でよいと考えます。その代わり、即答できない質問に関しては後日回答でよいと思います。そうすることで開催回数が増やせると考えます」。これについて、本来であれば11月までに回答すればいいところですが、ここにありますように9月の定例会が始まる前にという御要望があつて、先日の委員会で議論しまし

て、8月20日、21日、モニターさんと日程調整をさせていただいて、終了しております。担当委員会の広聴委員会としては、開催をしましてという対応にさせていただきたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次のページです。7月8日付け、村上景二さんから頂いている意見です。「初めての意見交換会について、その他意見。7月2日木曜日の18時から市役所の大会議室で市議会モニター委嘱状交付式、意見交換会が開催されました。委嘱状交付式において小野泰山陽小野田市議会議長より委嘱状を賜り、市議会モニターとしての役割を改めて実感し、考えさせられました。自己紹介のときにも申し上げましたが、山陽小野田市の政を、どのような展望を持って運営されているのか興味があり、モニターに応募させていただきました。初めてのことで何も理解していないので、説明を求めましたところ、翌日には早々に市議会の仕組やホームページについての御説明が事務局より送られてまいりました。そこで早速ホームページを見させていただきまして、市議会の皆様が意見交換、質疑応答などをされて、議論を尽くされていることを知りました。ホームページを拝見するまでは、皆様方には失礼ですが、ちょんちょんと手打ちに近いような運営がされているように考えておりました。そのような訳で意見交換会では礼を欠いた物言いとなりましたので、意見交換会終了後にお詫びをさせていただきました。また、皆様方が真摯に市政に取り組みおられることを知り、市議会に対する信頼が増しました。2日の意見交換会の時点では、上記のことを存知しておらず、翌日になり皆様方に対する非礼な物言いをより深く反省している次第です。前振りが長くなりましたが、本題の意見を述べさせていただきます。

①意見交換会でも申しましたが、ここ何年も開催されていないとお聞きした政策討論会を早々に再開していただきたいと願います。②議事録は必要と考えますが、事務局に作成時間がないのであれば、録音でもよろしいのではないのでしょうか。書面にしても録音にしても、紛失したといったことが発生しないように、何箇所かに分散して保管してはいかがでしょうか。市役所内での会合であれば、どのような会議であれ、記録を残しておくべきではないのでしょうか。公の会合の記録がないのは問題があると思いますので、このようなことを徹底して習慣付ければ、大切な会議の議事録を作成していないとか、紛失したとかいう問題もなくなるのではないのでしょうか。3日の日にホームページの過去の議事録を拝見して、その中で議事録を作成していなかったとかいって、肝腎な裏付けの入手ができないという信じられない事態に至っていました。聞かなかつた、

記憶にない等々、このようなことが許されるのでしょうか。これこそが市政に対して疑念を持たれる原因ではないのでしょうか。③最近、他県、他市で金銭絡みの事案が発生していますが、このような事案が我が山陽小野田市において発生しないように、市議会の皆様方には襟を正して奮闘努力をしていただきたいと思います。そのために私も市議会モニターとして頑張りたいと思っています。市民、山陽小野田市、市議会、営利法人である企業等の結び付きは、公明正大でなければなりません。しかし、巷では真偽のほどは定かではありませんが、どこからか怪しい噂話が耳に入ってきます。これが現実のものとならないように身を引き締めて市政に携わっていただきたいし、私たち市民、または企業等も不法な行為を持ち掛けないように、己の行動を律しなければならないと思っています。④ホームページで令和2年3月5日の山口東京理科大学調査特別委員会での職員の処分についてを拝見させていただきました。この委員会での質疑応答を読ませていただきまして感じたことは、経験豊かな職員の方が自分一人の判断で、決裁用資料等に不適切な事務処理を行うとは到底信じられない話だと思いました。上層部の責任逃れ体質が見て取れるだけならばまだしも、上層部及び外部からの威圧的な力を感じ取れるような感触を得ました。同じ市職員が聞き取り調査をしても、職員の方は素直に正直には話せないと感じました。また、この議事録の中で芳司総務部長が県警に告発すると申されていましたが、私も真実を知るためにも そのようにするべきだと考えています。このままでは処分された職員の方は全ての責任を負うことになり、大変に不名誉なことだと思います。市から離れて第三者である県警の取り調べにより、内外部からの威圧的なものがあつたかどうかを証明できれば、そして、それが職員の方への同情に値すると思われるのであれば、そのときは嘆願書の提出をして、職員の方に手を差し伸べればよいのではないかと思います。間違っても真実が解明される前の嘆願書の提出は、真実を公にせず、隠蔽してしまうので気を付けなければならないと考えます。職員の方は全ての罪を一人で背負うことになるので、真実が明かされる前の嘆願書の提出は間違っていると考えます。この件は虚偽公文書を作成し、既にあつた公用文書を毀棄したということで処分されたのでありますが、このことに関して、公になったので処分をして、もし公になっていなければ処分はなかったのではと、このように私は懐疑心を抱いています。こんなことを申しております私は、名誉棄損か侮辱罪で訴えられるかもしれませんね。とにかく、とかげの尻尾切りみたいなことだけは絶対に止

めてほしいと願っており、また、このようなことはあってはならないことです。この④については市議会モニターとは直接関係のない案件かもしれませんが、市議会ホームページの委員会記録に記載されており、気になりましたので御意見させていただきました。この意見は、今回委嘱された市議会モニターとしての意見として、適しているのかは私には判断できませんでしたが、書かせていただきました。⑤一部のモニターさんから、委嘱状を授与されて、私たちは本日より新しいモニターとなったのであるから、過去のことより、これからのことを考えればよろしいというような意見がありました。しかし、先々のことを考えるのであれば、過去の失敗事例や成功事例を学ばなければ、望ましい方向性は得られないと考えています。市議会のホームページより過去の議事録等は閲覧できるようになっています。したがって資料集めのために事務局の手を煩わす必要はないと考えられます。⑥市議会議員の方と市議会モニターの方の着席する席を決められて、会議前に配布される次第に席配置図を添付していただければ、目の悪い私には有り難いです。しかし、事務局の手を煩わすことにはなりますが、御一考いただければ幸いです。発言者の方のお名前が見えないので、「どなたが発言されたのかが分からない」ということで頂いております。まず、1点目ですが、政策討論会を開催していただきたいというところです。これにつきましては、振り分けをどうしますか。御意見があれば。これはどうしますか。議会運営委員会ですらよろしいですか。どうですか。政策討論会を開催してほしいといういけんですが、確かに市議会モニターの職務の中に本会議、委員会、政策討論会、議会報告会とか、そういったところを傍聴したり、参加したりと書いてあって、確かに政策討論会はやっていないというところがあります。

中村博行委員 政策討論会は以前、人口減少というテーマで各会派から代表が、市民館だと思っんですけども、発表したことがあります。これ1回だけだと思っんですけども。そうした大きなテーマで、各会派代表が会派で意見を取りまとめて、発表とするというのは非常に良い機会だと思いますので、これは議会運営委員会のほうで方法なりを考えていただければというふうに思います。

吉永美子委員長 中村委員から、議会運営委員会で考えていただければという御意見です。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次の2点目です

が、記録を残しておくべきではないか、どのような会議であってもということですが、言われているのがよく分からなくて、聞かなかった、記憶にないなど、このようなことが許されるのか。この情報というのは、どこから来ているのかが、申し訳ない、私は分からない。事務局は何か分かりますか。

島津議会事務局主査 どの委員会の記録を見られたか分かりませんが、市の会議には協議も含まれますので、議事録等を作成していない会議というのはたくさんあります。委員会の中で、会議録があるのかというふうに委員から質疑があったときに、議事録は作成していないというような回答も、ほかの委員会ではあったかのように記憶しております。

吉永美子委員会 そういうことですかね。会議の記録の在り方についてということですかね。そうするとこれも議会運営委員会ですかね。少なくともうちではないですね。ほかの常任委員会でもないですね。かといって、議会運営と全く関係ないわけではないので、議運ということ。3点目ですが、これはどうでしょうか。

奥良秀委員 これは本人の方が分かっているんじゃないですか、1回丁寧にお聞きして、何の記録がないのかを確認してから、話したほうがいいんじゃないでしょうか。

吉永美子委員長 2点目のことですか。その上で振るとしたら議運という形になりますね。3点目、これはどうしますか。

宮本政志委員 どうしますかの前に、3点目の中で「巷では、真偽のほどは定かではありません」というような表現がありますよね。真偽というのは本当のこととうそという解釈で、その後も「噂話が耳に入っております」という表現がありますよね。基本的にモニターの職務というもののモニターの意見と、今のこういった内容というのを、要は全部、モニターからの意見が出れば、そのまま出して、こういう場でどうしましょうという議論の場に持ち上げるんじゃないかと、事務局とか、議運のほうで、もう少し内容を精査して、これはモニターの意見として、職務として、妥当な意見だ、あるいはここはちょっとどういう意味だろうかとか、あるいはここはちょっと修正していただきたいとか、そういうすり合わせを

委員長、副委員長のほうから、議運のほうと話をさせていただきたいなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

吉永美子委員長 私がこれを見て思ったのは、議会の運営に対しての御意見ではないなというところは思ったので、これについては、要は答えようがないというか、そういう形しかないかなと思ったんで、取扱いをどうしますかと申し上げたんですけど、巷のことを言っていたら、もう何も進まないの。

宮本政志委員 私が言うのは、個別だけのことを言っているのではなくて、職務の中には、さっき委員長がおっしゃったように本会議とか、委員会とか、政策討論会を傍聴する、インターネットを視聴する、そして議会報告会に参加して、会議の運営に関する意見というふうに職務の中に書いてあるんですね。ですから、そういったものを照らし合わせて、モニターの意見として、そして、広聴あるいは議運のほうに提出する意見としてどうかと、内容はどうなのかということ、ある程度もむ場を持たないと、何でもかんでも全部、御意見として出てくるのはどうかかなと思っているんで、この個別のことだけを言っているんじゃないです。やはり事務局とか、議運とかでちゃんと精査して、調整してからということ、提案しているんです。

吉永美子委員長 以前は議会運営委員会がモニター制度というのをやっていたんですが、あるときから広聴になったので、まず、最初に受けるのは、広聴委員会がこれをどう扱うかというのを決めるべきだと私は思っています。取扱いをするにしろ、しないにしろ、議運とじゃなくて、この広聴委員会でこれについては、例えばですけど、これが議会運営とか、委員会運営に関係ないという判断をすれば、これについてはモニターの意見としては取り扱わないということ、これを対応として書くべきじゃないかなと私は思ったので言ったんです。

宮本政志委員 今の委員長のお考えとしたら、モニターさんの意見というのは、この実施要綱に書いてある職務は全く関係なく、思ったことを全てモニターの意見として提出して、そこを精査すればいいじゃないかという解釈をしいいんですか。

吉永美子委員長 基本的に意見交換会、委嘱状交付式の時も申し上げているし、先日の説明会でも改めてモニターの職務とはということを出しました。だから、モニターさんは、職務はこういうものだと分かっているけど、先ほどもありましたが、もしかしたらモニターの意見とは違うかもしれないと、それをあえて言われたりしていますよね。だから、それを最初から止めてしまうと、モニターは、これは出してはいけないのかなと思って、出せなくなるじゃないですか。

宮本政志委員 出すなということを行っているのではなくて、出てくるのはいいんですよ。出てきたものに関して、モニターの職務と照らし合わせて、そしてどうなのかということを引きつと精査して、そして、そのときに、どういう本意でモニターの意見として出されたんですか。あるいは、これに関してはちょっと職務とは離れているような感じを受けますが、どうでしょうかとかという調整をしないと、全く職務と関係ない、例えば個人的な意見として、どんどん出るということを許すというのはどうなのか。精査すべきじゃないかなということでは言っているんです。だから、シャットアウトしてくれと言っているんじゃないんです。

吉永美子委員長 だから、シャットアウトしないがために、職務は何だということは分かった上で出されているわけですから、それを一旦出てきたときに、これは、議会、委員会運営と関連しないところなのでということのお断りを入れる方がいいのかなと私は思ったんですよ。

宮本政志委員 職務が分かった上で出されたわけですからと言っているんですけども、言葉のこともさっき言ったでしょう。例えば、真偽のほどは定かではありません。巷の噂とかということとは、何でも書ける、出せるということなんですよ。だから、そういったことをきちんと事前にお話をするなり、新しいモニターさんとの説明会はこの後2番でやるんでしょうけども、そのときにもきつとそういうお話とか、説明をされたと思いますけど、その辺りというのはしっかり分かってもらって、ちゃんと調整すべきじゃないかと言っているんですよ。シャットアウトしてくださいと言っているのではなくて。

吉永美子委員長 分かりますよ。だから、それを結局シャットアウトとかじゃなくて、私が申し上げたのは、調整をするとなると、例えば二人でやっ

たとして、二人でそれを調整してしまっているのかなと私は逆に思うんですよ。調整するということは、委員の皆さんには、モニターさんがこんなことを思っていたということは全く知らせないで切ってしまうことになるでしょう。違いますか。（「言葉に気を付けていただきたいと思う」と発言する者あり）確かにそれはありますね。それはこれからのことにもなってくるでしょうから、初めて出されたものでもありますし、これは先日に行った、改めて職務の説明をさせていただく前に出てきたものでもありますので、これからは出される意見がちょっと変わってくると思っているんです。説明会を開いたので、職務と関係ないことは出さないという意識は強くなったのではないかなと思っているんです。（発言する者あり）不規則発言をやめてください。手を挙げて言ってください。ほかにございますか。

高松秀樹委員　ほかについて、今の話はどういう結論になったんですか。

吉永美子委員長　不規則発言だったから。はいどうぞ。

高松秀樹委員　僕の意見ですか。モニターの意見は、市議会の活動及び運営についての意見出すと決まっているんですよね。ところが、そうじゃない意見があったり、いろんな意見があったりするときに、ここで協議をしてしまうと、委員会でやってしまうと、ここは公開の場なんですよ。これが全部表に出てしまうんですよ。書いた人も、別に悪意がなくても、しまったと思う。名前を今言われましたよね。名前を言って、こういうことになるので、これを事前にある程度チェックする必要があるんじゃないのか。それは、正副委員長はすべきじゃないと思っているんです。事務局が受け取って、そこで議長になるのかな。これが本当にモニターの意見としてふさわしいかどうかというのを判断して、ここに出してするのが一番いいと思います。ここが非公式だったら、それでもいいんですよ。これ違いますよねで済むんですけど、やはり、そういう場面ではないので、そういうプロセスを僕は踏むべきだというふうに思います。

吉永美子委員長　これからどうしていくかというところでは、言われるとおり、これは公開ですので、名前を出していいということなので、名前を出しているわけですよ。どちらにしますかということですね。職務を分かった上で出されているということは、はっきりしていると思っているん

ですね。委員会としては、これを開く前の前段階として、議長の下で、改めて今回の新しいモニターさんとかではなくて、いわゆるモニターさんから頂いた全体として、これまでやっていませんので、今後は議長のほうと事務局とで、協議をしていただいた上で、ここに出してくるという流れでやるべきではないかという御意見なんですが、委員の皆さんいかがですか。

伊場勇委員 ないと思いますけど、確かにとんでもない個人攻撃で、ちょっとやり過ぎな感じの文書が来たときに、ここで審議をするのかというところ。それ以前に、モニターからの意見は市議会の活動及び運営なので、例えば、深く関わるところは議運の委員長と議長が少しお話しされて、改めてモニターさんのほうに、真意を聞くなどして、外せる部分は、この場にそういった文書が出ないような取扱いも、効率的な、合理的な運営になるんじゃないのかなというふうに僕は思います。

長谷川知司委員 委員会の前に、協議会ということで、取扱いを協議したらどうかと思います。

吉永美子委員長 今までも協議会となると、見られている方から、分からないところで決めているんじゃないかという御意見等があったので、ここでははっきりと、要は出されたモニターさんからの意見を事務局と議長で見させていただいて、その上でこの場に出していただくということを、今後行うというところの皆さんの共通認識ができれば、それで議長と事務局にお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

高松秀樹委員 その場合に、正副委員長や議長はモニターから出た意見を確認できるんですが、我々は確認できないということになるんですか。

吉永美子委員長 そうですね。

高松秀樹委員 そうなると、長谷川委員が言われた、皆さん協議会を非常に嫌っていらっしゃるんですけど、協議会も事実上の会議の場なんですよ。そういう会議の場で、こういう意見が実は来ていますよというの、もしかしたら必要なのかもしれない。僕たちが全然知らないというのは、逆にまた失礼な話になるような気もしています。かといって、それをメ

ールで送るといって、これも非公開な話になってしまうので、協議会と何ら変わりのない話になりますので、そこはちょっと頭を悩ませないといけるところかもしれませんね。

吉永美子委員長 それは今後の課題として、やっていかないといけないですね。本来はもっと早いときに、このことをきちんとしていくべきだったんじゃないかと私は思いますけどね。このときになって、議論しているのは本来ではないと思います。いずれにいたしましても、今頂いた意見等について、どうしますか。7月14日付けで頂いている分につきましては、意見交換会等々なので、これは広聴だと認識していますから、取り上げてよろしいですか。今の分については一旦保留します。今頂いている、せっかく頂いていることについては。

高松秀樹委員 この結論はいつまでに出すんですか。

吉永美子委員長 11月末、先ほど申し上げたよね。

高松秀樹委員 そうしたら、今ここで、これをどうするかと触ることなく、こういうのが来たときの取扱いを先に決めて、その後に、振り分けるなり、回答するなりと決めたほうが、スムーズにいくんじゃないでしょう。

吉永美子委員長 今頂いたのは多岐にわたっていたんですが、その次の7月14日は違います。広聴の委員会だけと違いますか。なので、やってもいいのではないかと思います。日にちがありますので、7月14日付けで頂いている意見について、皆さんよく目を通していただいて、次回行いたいと思います。次の市議会に関する説明会ということで、先ほど申し上げましたように8月20日と21日で、6人の本当に新しいモニターさんへの説明会が無事終わりました。要望が出ておりますのが、これまでもモニターとして頑張っていた二人から、是非説明会を行ってほしいということをお願いしております。この運営についてなんですけれども、二人ですので、やはり今回も対応するのは3名までとしたいと思うんですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その3名なんです、私と中岡副委員長は、当然出ないといけないと思っています。もう一人なんです、これは議会運営委員会に所属している方から出ていただいたほうがいいのかと思うのが1点と、それと、もともと

とモニターの取扱いを議会運営委員会でやってきたわけですね。そのときからおられた方で広聴特別委員会となると、高松委員しかおられないというふうに思うんです。次の説明会には、私と中岡副委員長と高松委員、議運に入っておられるということで対応をしたいというふうに…

宮本政志委員 議会運営委員会のメンバーは伊場委員と…

吉永美子委員長 いや、もともと古くからおられる、議会モニターの制度が始まったときの、その以前からですけれども、平成23年の10月からおられているんですよ、高松委員は。

宮本政志委員 そうすると今の委員長の論拠からいくと、今からこういったことが発生すると、その当時関わっていた委員会に所属した議員で対応をするという方向になりますよね。例えば、議会基本条例のことにしてもし何かあったときには、その当時関わったメンバーがこの中におりますから、その方に出てもらいますということになると、私は関わっていません。私は関係ありませんよということなるんで、ちょっとよく論拠が分からないんで、議会運営委員会ということで今おっしゃっておられるんなら、高松委員、長谷川委員、伊場委員、奥委員がこの中にいらっしゃるんで、その辺りというのは、議論はしなくていいんでしょうか。

吉永美子委員長 私と中岡副委員長が二人とも、もう一人出てくださるのに、当然長谷川委員でいいんですけど、その前からのいろんな議会運営のところに携わっておられた方に出ていただくというのも、一つ大きな意義があるかなと思ったので、それで高松委員をいかがでしょうかと皆さんに、私、中岡さん、高松さんで対応いかがですかと申し上げている。ほかの委員の皆さんいかがですか。

長谷川知司委員 今の議運の副委員長である私が今まで出させていただきました。これは別に私も出て皆さんの意見を聞くということは有り難いことだし、別に拒むものではないです。それで今回についてもいいんですが、ただ、議運に今までモニターの担当があったのが、広聴に移ったという経緯、議運にあったときの問題点とかというのは、ちょっと私も分からないところがあるので、もし高松さんがいいのであれば、出ていただいてもらいたいし、高松さんがちょっとまずいというのであれば、当然私

が出ることはやぶさかではありませんので、高松さんと私で話し合うということでもいいでしょうか。

中村博行委員 委員長のおっしゃることよく分かるんですけども、まず、高松委員が了承されれば、全然問題ないというふうな気がします。

吉永美子委員長 それが大前提ですね。高松委員いかがですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。受けていただけるということなので、よろしく申し上げます。この日程については、モニターさんの二人と、高松さんと中岡さんと私、3人で日程を調整させていただいて、行いたいと思うので、その点は任せていただけますか。9月議会中に必ず行いたいと思います。

奥良秀委員 今、言われているのは説明会だと思うんですが、二日やられた、新しいモニターさんの説明会は、3人でやりましたよね。今回、同じ説明会に出たいと言われている、もともといらっしやったモニターの方がいらっしやる。同じ内容を説明されるんですよ。

吉永美子委員長 はい。

奥良秀委員 中身が一緒に、説明される方が代わった場合、もしかしたら、中身が変わる可能性があるとは思いますが、いかがでしょうか。

吉永美子委員長 パワーポイントで行いますので、説明自体は変わりません。質疑があったときの答弁の答えは、答え方は変わる可能性があります。

奥良秀委員 説明が変わらないのであれば、高松委員に代わるという意味が理解できないんです。もっと違う内容が出てきて、分からないから出てきてほしいというなら分かるんですけど、中身が一緒にあればというところがあるんですけどね。

伊場勇委員 次にやろうとしていることは、1回もしくは2回経験されている方に対してですよ。

吉永美子委員長 次はこれまでモニターをされている方です。

伊場勇委員 そうしたら、どういった内容を深掘りしたいかという、議会の仕組み自体は御理解いただけているんじゃないのかなというふうに思うんですけど。

吉永美子委員長 それについて、案内の仕方、いわゆるどういうふうに案内をしたか、その点について事務局に答えていただきます。

島津議会事務局主査 当初は御案内せずに、委員会で決めたこと、初歩的なことを説明する説明会ですよということで、申込みが1件あったわけです。それで、同じことを経験者、再任の方にも御案内しようということでしたから…

吉永美子委員長 4人ですね。

島津議会事務局主査 4人の方に御案内するということでしたから、基本的な事項の説明会ですが、出席の希望がありますかということで御案内しております。内容は、例えば議場の位置であるとか、どのように傍聴できるかとか、議会の基本的な仕組みなどの説明会というふうに御案内をしております。4人の方に希望を取ったところ、2名の方が参加したいということでお返事を頂いております。

奥良秀委員 今日頂いた7月7日付けの藤島さんの意見の中には、後日回答でもいいですよと書いてあるのであれば、きちんとその日に聞いて、また後日、回答するという形でもいいと思いますので、今までの流れでいいんじゃないでしょうか。

吉永美子委員長 基本的に前回のときは、そのときに御回答しました。

奥良秀委員 前は全部お答えができたということなんですが、もし答えられないようなことがあるのであれば、後日でもいいですよということが書いてあるのであれば、決して委員を代えなくて、今までどおり3人でやられて、もし、そこで答えられないものがあるのであれば、後日、お答えすればいいだけの話ではないかということ述べさせてもらっているだけです。

吉永美子委員長　ただ、高松委員がいいですよとされているので、できればこれで進めさせていただけたらと思います。説明はパワーポイントで一緒になります。一緒になるけど、再任のモニターさんの視点と、新しくなれたモニターさんの視点は当然違って当たり前ですよね。そうするといろんな説明した中で、議会の運営に対しての御質疑が、新しいモニター以上に、やはり疑問が出てくる。パワーポイントは一緒だから、それは全然いいんですけど、その後の議会の運営に、これまでとか、これからとか、いろんなそういうことに関しての御質疑が多くなるのではないかという予想の下で、高松さんが出られたらどうでしょうかということをご提案したんです。

奥良秀委員　人を見て、メンバーを代えるというのはどうかなと思ったんで、発言させてもらいました。以上です。

宮本政志委員　私は高松委員がいいですよとおっしゃっているんで、いいと思います。ただ、今のお話の流れからいくと、詳しいモニターさん方ですから、いろんな深い質問が出たときに、高松委員なら対応できるけど、ほかの議運の、特に新人の委員では対応できないから、詳しい高松委員のほうがいいんじゃないかというふうに、どうしてもそういうふうに聞こえてくるんだけど、そうじゃないということですね。

吉永美子委員長　そういう意味ではありません。議運としての経験の一番長い方ですので、高松さんに代わっていただいてもいいのではないかという正副の考えであります。よろしいでしょうか。日程については、先ほど言いました9月議会中で、極力早いほうがいいでしょうけど、日程が決まったら一応皆さんにもお知らせはさせていただきます。説明会についてはよろしいですか。

高松秀樹委員　2回やられましたよね。

吉永美子委員長　はい。

高松秀樹委員　2回やられて、どういうふうな感じだったのか、若干の報告をこの際頂きたいと思うんですが、コロナの時期で、既に1時間経とうと

しているので、1回休憩をして、空気を入替えしていただいて、その後、報告を求めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

吉永美子委員長 分かりました。これから35分まで休憩させていただきます。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

吉永美子委員長 それでは休憩を閉じまして、広聴特別委員会を再開いたします。8月20日と21日、それぞれ、今回新しく市議会モニターになられた3名ずつ、説明会を開催させていただきました。企画部会で作っていただきました企画書のとおり進めさせていただきました、大変和やかな雰囲気になった説明会になった二日間でした。議事堂とかの案内をしたりして、特に図書室では、私も初めて知ったんですけど、明治のときからの書類が取ってあるということで、すごく関心を持たれたりとかして、10部屋を、長谷川委員を先頭にして、ずっと説明をさせていただいたところなんです。大変関心を持たれたと思います。その後に、パワーポイントによる説明を行いまして、最初に中岡副委員長が説明をしました。そして途中で島津さんから、ホームページの活用について説明をいただきました。大変興味を持って、一生懸命見ておられて、内容がとっても充実して載っているということで、ホームページの中身についても大変評価をしていただいております。島津さんから公開について、全国5位までに入ったんだということを伝えたところ、大変喜んでおられました。その中で質疑、御指摘があったところでは、市議会と市長の関係というのを、市民、市議会、市長ということで、パワーポイントに分かりやすく出しているんですが、市民からは、選挙で市議会に市民が送り、そして市民から請願と陳情ということで、請願、陳情の違いも御説明させていただきましたが、それについて、市民から市議会へ矢印が一方通行である。ほかの部分では、市議会から市長、市長から市議会、そして市長から市民、市民から市長ということがあつたのに、矢印が市民と市議会については一方通行ということで、実は見えないけれども、こういうふうに市議会からの発信をしていますというふうに御報告をさせていただきました。そして、御指摘があつたのは、本当に横文字が多いねということで、もっと日本語で分かりやすくということは大変じゃない

かというお話があったところです。そういったところで、特に大きく指摘があったようには思っておりません。言われたのが、自分たちは、やはりモニターとして出てきた。そこでもっともっと議会を知りたいと思ったし、知ったことを皆さんに伝えていく、それが私たちの役割でもありますねということで、大変モニターとしての思いを、自覚というか、思いを持って帰っていただいたということです。大体予定どおり1時間半、6時から7時半ぐらいまでで、大体時間どおりで終わりましたという形です。

中岡英二副委員長　パワーポイントで説明する中で、閉会中の調査事項について説明しました。皆さんの6月の定例会の最終日に、次の9月定例会までの間に委員会を行い、こういう内容で、総務はこれだけ、民生福祉はこれだけ、産業建設はこれだけとあって、これだけの審査を行うのかということで、全てではないですけど、行われているのだなということで感心されておりました。そして、次に定例会について、どういう内容でやられているのかということで、令和2年9月定例会の、この度の定例会の日程を説明しました。そして最後に説明の中で、モニターさんの職務とはなんぞや。改めてこれを説明しました。そして、頂いた意見の取扱いについても説明いたしました。皆さんと和気あいあいできたと思っております。

長谷川知司委員　私がちょっとびっくりしたのは、皆さんが議会の活動及び運営に関する意見という中で、私たちが審議して、採択したことについて、物が言えるのかということと言われて、これはきちんと説明しておかないといけないなというのは思いました。私たちが審議して、採択したことについては、モニターさんから意見を求めているんじゃないんですよ。審議不足とか感じられたら、それは言われていいですけど、審議そのものをモニターさんから意見を聞こうと、要するにリアルタイムでの意見を求めているということはきちんと説明させていただきました。また、批判ではなく、意見を求めているんですよということも説明させていただきました。ともに前向きに進むために、余り批判ということではなくて、意見をということを行いました。

吉永美子委員長　ということです。委員から何かありますか。よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）ということです。次の説明会も頑張ってい

きたいと思います。次の3点目です。議会報告会についてということですが、先日もコロナ対策本部会議があって、公の施設の9月6日までの閉館とか、今のコロナの状況の中で新たな動きも出てきております。本来であれば3月もできなかった、6月もできなかったということで、次こそはという思いがどこかにはあったんですが、やり方を工夫して、密にしない、いろんな工夫をしながら何とか開ければという思いがあったんですけども、急に山陽小野田市において、大変残念ながら、コロナ患者が増加し、本当に大変と思います。現時点では、議会報告会を考える状況にはないのかなあというふうに、大変残念ですが、思っているんですが、委員の皆さんいかがですか。私が勝手に思っていることは、議会報告会ができないということは、広聴特別委員会の活動の大きな一つが、今はできない状況です。今回初めて、議会だよりに広聴特別委員会のページを載せていただきました。これから、ある面、議会だよりのページを頂いて、私たちが発信すべきこと、例えば、モニターさんに対して説明会を行って、一緒にやっっていこうという思いを強めさせていただいたりしていますけれども、私たちの活動の一端を議会だより、いわゆるペーパーでお知らせしていくということを今はやっっていくときかなと思うんですが、ほかに私たちが行っていく活動で、議会報告会ができないときに、これをやっついたらいいのではないかとということがあれば、御提案を頂けたら有り難く思います。取りあえず、本日については、議会報告会は開催しないという方向性でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その方向性で、広聴特別委員会としては残念ですが、早く決めておかないと常任委員会に御迷惑を掛けますので、決めさせていただきました。まだ日にちはありますけれども、残念ながら、この度も中止というチラシとポスターの作成をして、9月24日には議員に届くようにしていきたいと思いますので、議会中のどこかで委員会を開かせていただいて、ポスター、チラシのことについてはっきりさせていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。議会報告会についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。その他ということですが、以前申し上げていますが、12月議会報告会で頂いた意見、御要望等、そして、先月に回答しました、多岐にわたって頂いたモニター意見。それについて、委員会とか、閉会中の所管事務調査でもいいですから、やっついくべきものがあれば、是非発言をしていただきたいので、9月議会の初日には、皆さんに改めて一覧にしてお渡しして、委員会が開かれたときに、これは言っつおいたほうがいいなとい

うのがあれば、是非せつかく市民から頂いた、モニターさんから頂いた意見ですので、発言をしていただけたらと思いますので、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしく申し上げます。ほかにはよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本日の広聴特別委員会を閉じます。

午後 2 時 4 5 分 散会

令和 2 年 8 月 2 5 日

広聴特別委員長 吉 永 美 子